

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷八十第

號念記年百二誕生スミス・ムダア

口 繪 スミスの肖像・筆蹟・國富論初版扉・記念會寫眞

スミスの生涯……………經濟學博士 木庄榮治郎

道徳的價值判斷に關するスミスの思想……………法學士 恒藤 恭

富國論の研究方法に就きて……………法學博士 財部 靜治

スミスとコンデアックとの價值論……………法學博士 田島 錦治

スミスの所謂「眞實の價格」について……………法學博士 河上 肇

スミスの價格論と分配論……………經濟學士 谷口 吉彦

スミスの自然主義觀と自由政策の見地……………法學博士 河田 嗣郎

スミスの自由放任論の特徴……………經濟學士 堀 經夫

スミスの自由貿易觀……………法學士 作田 莊一

スミスの對植民地策……………法學博士 山本美越乃

スミスの租稅原則……………法學博士 神戶 正雄

スミスの公債論……………法學博士 小川郷太郎

スミスと浪漫派經濟學……………法學士 山口正太郎

スミスの名の其生涯及其學說等を早く我國に傳へたる蘭文經濟書……………商學士 武藤 長藏

書 目 スミス關係書目(細目裏面を見よ)
記事 スミス記念會記事……………經濟學博士 本庄榮治郎

富國論の研究方法来に就きて

財 部 静 治

目 次

序 説

一 經濟學理の性質

二ノ一 思想史的産物としての「諸國民の富」

二ノ二 「諸國民の富」と時代哲學

三ノ一 スミスの哲學の基本たる自然學說附その政府職分觀

三ノ二 スミスの倫理哲學及法律哲學と自然

三ノ三 自然の調和的規則と神學的觀念との調合

三ノ四 自然觀念と衡平及平等觀念との接合

三ノ五 自然慈仁の假説により經濟學に及ぼされし害惡

三ノ六 自然觀の陔方となせる自由觀念、附、スミスによる自由觀念の積極面

四ノ一 モンテスキューがスミスに及ぼせる影響

四ノ二 スミスの歸納法

四ノ三 スミスの歸納法に伴へる缺點

四ノ四 スミスは演繹法によりとせる誤解の一因

論 叢 富國論の研究方法来に就きて

第十八卷 (第一號 五五)

五五

四ノ五 諸事實に關する彼が眞の哲學的研究心

四ノ六 スミスがその平等學說を適用したる當時の英國經濟事情、附、英國内國商業自由の制限

四ノ七 スミスの學說とその後の時勢變遷並に時勢の影響視すべきスミスの婦人自由無視

五 結 論

蘇國之人亞達母斯密士、「悉徵古今萬國治亂盛衰之所據、明晰國民所以致段富之大本在自由通商之制而不在商制之理。以公之于世」。「於是乎世人始觀經濟之理存于社會而悟從來以人為左右之反有害國家之事實學士論客、翕然唱應」我東方夙有經濟學、知社會之大理者、約以任自然爲治國之大本。但講究未精學理未盡耳」とは、明治十七(一八八四)年故田口博士が、スミスの富國論邦譯叙中に、立言せられし所たり、(樂天錄一七、一八頁參照)夫れ「經濟學は何れの一國民にも屬せず、何れかの一國に關するものならず、そは富の生産、蓄積、分配及消費に關する、諸規則の學問たり、そは汝がそれを希望すると否とを問はず、それ自體の存在を主張せんとす、そは人心の諸屬性を土臺として打立てられ、何等の力も之を變せしむるを得ず」とするは、一派のスミス祖述者が懐ける見解たり、即ち是等祖述者は經濟學を以て、スミス自身がその著書に題せる如き、「諸國民の富の性質及諸原因に關する一研究」たらずして、寧ろその研究への最終解答たりとし、之を以て不變の自然法を土臺とし、又人心の天性より演繹されたる、必至的又普遍的眞理の

一團なりとす、我田口博士も少くとも之を前記立言に徴するに、右の見解を承認せられたるに似たり、吾人は夙に氏の學殖を慕ひ、特に史的研究の方面に於て、殘されたる學蹟を敬重しつゝ、あるに拘はらず、恰もスミス觀に於て、經濟及經濟學の史實を、無視せられたるの譏りなきかを疑ひ、博士のために之を惜むの念あり、素より抽象的假說的理論より成れる、一學問としての經濟學を、編み得べしとするの研究態度に甘んせんか、前述の如き見解に對しても、深く咎むる所なきを得べしと雖も、苟くも經濟學上事實に立脚してその説を立て、又立説の當否を事實に照して驗めすの必要ありとする限り、そは忍び得べき所にあらず、偶々本學會に於てスミス記念號を、發刊するの擧あるに當り、吾人は右の見地より本題を選び、同僚の驢尾に附して追懷の微志を表することとせり、所論の骨子は之を T. E. Cliffe Leslie 一八七〇年の所論 (Essays in Political and Moral Philosophy 一四七頁以下所載) に仰ぎ、多少補綴せる所ありと雖も、普ねく群書を涉獵し、又慎思推敲の餘暇を得ず、他日の脩補を期して、姑らく當面の責を塞ぐ、讀者幸に之を諒せよ。

吾人の信ずる所によるに、經濟學は固有の意義に於ける諸自然法、萬有又不易なる諸真理の一團たらず、寧ろそは一特殊歴史の結果たる、諸思索及譜學說にして、歴史により潤色せられ、主要なる史家の性格によりてさへも、潤色せられたるもの、集りなり、國境なく、又時代を如何に

* cf. J. S. Mill, Political Economy, ed. by Ashley, pp. 242, 247.

重ぬるも、不動なりとすべきが如き、域を去ること遠くして、寧ろ時代及國を異にするにより、大に變したり、否同時代同國內に於てさへ、その説明者を異にするにより變したり、換言すれば經濟學上史的研究法起りてより、同學の一變を來せり、そはその以前の經濟學上、力説されしが如き諸法則が誤れるを示すことにより然らずして、その大部分は文明の特定階段につき、相對的なるを立證することによりて然り、之がために不巧の法則たる性質は壞られ、その効力の多くとその有難味全部とを、是等より剝き採れり、かくて少壯にして傑出せし學者 Toynbee の如き、史的研究法は右の仕方により、智能的迷信を救ひたりと迄極言したり、^{*}現今にありてさへも舊經濟學の餘勢未だ衰へず、經濟學理の相對性充分に、尊重されざるを認めたるの結果か、Mikojic (ツノ著書ニッキテハ本誌第十六卷第二號参照) の如き由來經濟的諸法則の諸制限を、論するに當りて考慮せられたるもの、西歐の個人及社會のみを、支配せる諸原理及諸目的に、外ならずと喝破し、これは局部的眼識に過ぎず、東洋は諸經濟學理の立定上、由來何等預る所なかりきと説きおきつゝ、經濟學理の相對性を力説するの前提として、西洋そのものに於ても個人の物質的福祉に關する、最も重要な二大施設、即ち國家の職分及私有財産制に、變遷ありしことを擧げ、特に後者に關しては、羅馬の文明により、誤れると共に誇大に失したる強味は、個人の諸權利に授けられ、その諸權利は多少侵害的性質を、帶ふるに至りしより、私有財産法規の修正となり、その結果諸私權

* cf. Toynbee, Industrial Revolution, p. 25. 尙商業及經濟研究第二七册所載拙稿參照

は社會の諸權利に對し、從たりと明かに考へらるゝに至れりと説き、次いて生存は殊異を含意し又生存の相對性は、經濟學理の相對性を含意するの主旨を敷衍し、富の觀念も亦異なる諸國民を、通し、絶對的たることなし、民族必理は相違せり、而して民族心理相違するにより、優勢なる本能及社會的價値の相違は起り、經濟貨物及その貨物により充たすべき、欲望につきての相對的評價に相違を生ず、諸種の富は擧りて社會的に有用なりとすべきことなし、かくて富の使用及消費の要度を、經濟學に於ける重要考察物體として、重んずべきものたらしむ、且又是等は時代及國により變ずるを以て、經濟學の相對性は一層強めらる、實に何れの經濟施設又は經濟力も、確定不動たることなし、凡そ相違せる社會は、その主觀條件も客觀條件も、互に齊一なることなし、社會の諸本原因は自然的なり、外界諸條件の相違は、かくて經濟的構造に於ける、諸相違を關基せしむ、共同生活は意識的個人、及意識的社會を發達せしめ、その間意識的適應によりて、特殊の社會的欲望は生る、かくて又その社會的欲望は、自然條件、史的經歷及民族の特質によりて變ず、諸關係諸活動は異なる評價を下され、異なる取捨は加へられ、異なる政策は工夫され、異なる諸施設は設定せらる、實に特殊の一時代又は一國に於ける經濟的構造は、之に關し何等終局的なるものを有せず、諸施設は常に社會の、因襲的仕組の一部視せらる、從ひてそは尙その形成途上にあり、將來も亦常に然らん、かくて秩序あり合理化されたる、事物の仕組に於ける、諸確定機能

ありと説くことにより、之を説明し得べきに非ず、諸施設を終局的なるもの視し、之に立脚せる諸學説を、犯すべからずと考ふる經濟學は、元來間違へりと論じ、諸經濟現象を確定標準によりて律し、又各經濟秩序を終結されたる一制度視するの非を斷じ、完成されたる論理的、一系統論編成を志して、その研究を進むるの態度に反對して、比較經濟學又は地別經濟研究主義 Economic Regionalism の、必要を提唱したり、^{*}經濟學の比較研究が、由來史的研究の互面に於ては、著しく開拓せられ、經濟史の獨立研究を、見る迄に發達せるに拘はらず、地誌的方面の比較研究、必ずしも振へりとなし兼ねるの狀あるに際し、かゝる主張を見るに至れるは、注目の値あり、獨逸の一學者 Max Schmidt の著書 Grundriss der ethnologischen Volkswirtschaftslehre, 2 Bde. '20 u. '21 同著と前後して發行せられ、構想の深淺廣狹上、又諸資料取扱の技巧上、兩者の間自から大相違ありとすべきに拘はらず、着眼の眼目上類する所あるは、經濟學研究の一新風潮として、見遁かすべきに非ずと考ふ。かくて「各國の經濟學」は存在せしめ得べく想はるるが、その文句そのものとしては、現にスムスも亦夙に使用せるの例あり、^{**}而も亦「富國論」又は一層精密に言はゞ「諸國民の富」の、研究方法を窺ふの目的上、氏の時代以來の經濟學者特に英國學者につきて見るに、そは實質上反對の方法を採れる、二派に分ち得べし、就中經濟學を以て諸自然法の、確かめられたる一團たりとすることを、その基本觀念とせる一派の方法は、一面に於ては神學による、自然

* cf. Mukerjee, Principles of Comparative Economics, Vol. I. p. 199fg.

** cf. Smith Wealth of Nation., ed. by Cannan, Vol. I. p. 351.

の一規則に關する古代の無稽説、及その當時その無稽説に授けられし、一形態によれる事物、自然の秩序を奉じ、依りて之より派生されたる一分枝たり、他の一面に於ては世間に周知されたるが如き、人的法規の愚昧及不平等による、暴虐に對する反抗たりき。

二ノ一

實に哲學的教理の如何なる部門も、その歴史を離れては、公平に研究又は了解され得べきに非ず、政治學、道德論及形而上學の、系統論として吾人の有する所は、吾人にして若しその系統論が、如何にして成立發達し、又何等の變遷を遂げしかを、確實に解し得たるものとし、畧言すれば人の諸觀念の眞歴史を、正解し得たりとせんか、そは凡て今日とその趣を異にせん。そは兎も角經濟學の歴史にありては、喪はれたることなし、而して「諸國民の富」以前の各著述にして、今尙殘存するもの相互間の聯絡と、その著作の出でたる時代に於ける、思想の狀況を尋ぬることとは、困難ならざるべし、されど本論の目的上、又現代に於ける經濟學説の、起源及基本を確かむるの目的上、スミスの時代以前に遡るの機會は乏し、蓋し彼れ自身自己の經濟學に先たてる、經濟學の系統論を尋ねて、一の特殊條理によれる歴史となし、之を様々なる時代及國民の、様々なる進歩とし〔諸國民の富〕Bk. III 表題參照 特殊階級民の諸私益及諸僻見としたればなり、かくスミスは史觀を不問に付せさりき、唯氏が氣付かざりしものは、彼自身の系統論かその順番に當りても、

一特殊歴史の産物たりしことにあり、又彼が自然の秩序視したるものは、古人により自然の秩序と、想はれたるもの、傳統にして、而も彼自身の時代に於ける、諸觀念及諸事情により時流化せられ、又彼自身の性向及生涯の經歷により、潤色されし一形態によりしものたりしことにあり、況して氏の時代以後に於て、「富裕の進歩」が如何に氏の諸學說の解釋を左右し、自由、正義又神的恩澤の系統論として、氏が弘布せる系統論が、特殊階級氏の諸私益及諸僻見により、如何に私慾の一系統論に墮とられしかは、之を前知し得べくも非りき。

二ノ二

スマスがその大著中、採用せる科學的方法何たるかの問題には、幾多の論争ありき、一部の人によりそは純演繹的たりと考へられ、そは又虞らくは Buckle により、最も極端に及ぼされたる見解なり、彼は歸納法が蘇格蘭にては解せられず、歸納的哲學は蘇格蘭思索家に、何等の影響を及ぼさざりきと主張し、かくて又スマスが最も重要な、少年期の一部を、歸納法専ら行はれし英蘭に送り、又一般哲學的文献を廣く讀めるに拘はらず、演繹法は慣例的に蘇格蘭に行はれしを以てスマスも亦その方法を採用したりと考へたり、即ち言へり「諸國民の富は全然演繹的なり、スマスは富の諸法則に通論化するに當り、富の諸現象を本とせず、又統計的敘事を本とせずして私慾の諸現象を本としたればなり」、[※]人の性質に關する氏の二大著は、「實に唯一題目を二分せる

* cf. Ingram, History of Political Economy, 2. ed. p. 90.

** cf. Buckle, History of Civilization, New impression, 1902 I. p. 249

ものなり、その道念論にありては、人の性質に於ける同情的部分を研究し、諸國民の富にありては、その私慾的部分を研究せり^{*}、かくて諸國民の富にありては、「人々を自然的に私慾的なるものとなし、人々は金にきたなき諸目的のため、又最も偏狹なる自己快樂のため、富を獵るものとせり^{**}」と、この記述はスミスの系統論に關する、Buckleの解釋を案内せし、スミス以後の英國經濟學には、之を適用するも誤りたらず、されどスミスの系統論そのものに、適用さるるものとして、二つの基本的誤解を含む、即ち第一に私慾は、スミスの學理に於ける基本的原則たらず、第二に氏の方法は全編を通じ、不堅實なる先驗的冥想の、一調子を組合はすと雖も、大部分は歸納的たも、この論旨を確立せしむべき研究を遂げんか、同時に氏の經濟的系統論と、氏の當時解決の急を告げつゝありし、主要問題との間に聯絡あることを、示すの事實も亦明かにされん、そは夫等の問題解決のため、當時の哲學により授けられたる諸方法に關し、又スミスがその中に生存し、且つ氏の諸觀念、氏の歸納、氏の確證を汲取りたる、經濟界の歴史及諸現象に關す。

諸國民の富の解釋上、銘心せらるるの要ある一考慮は、著者の哲學系統論が、一の全體として研究せらるゝの要あることなり、その系統論は一の完全なる社會哲學、又は氏が命名せる如き人倫哲學系統論の一部分たりき、諸國民の富をその他諸點につき、大に誤解せる Buckleも、此點につきては同書並に道念論に關し、一緒に組合はされ、一つとして考へらるゝの要ありと説けり^{***}、

* cf. Buckle, op. cit., III. p. 305.

** cf. Buckle, op. cit., III. p. 321.

*** cf. Buckle, op. cit. III. p. 304.

即ち二書は共にグラスゴーに於ける、人倫哲學教程中に含まれし、講義案の部分組成せり、その教程は自然神學に始まり、倫理及經濟學以外法律哲學を、含めることを注目するは重要なり。次に又氏の社會哲學が一の全體として考へらるゝの要ある如く、その全體は當時の諸哲學系統論又は諸研究方法と關聯して、考へらるゝの要あり、人間社會の諸基本法則に關する、推理の二系統として根本的に反對せるもの、當時の世界に存したり、そはそれそれ自然の一規則に關する學說、並に Montesquieu の歸納的系統論と呼ばれ得べく、就中前者は「自然」につき先驗的に冥想し、特殊の一假説を本とし、「自然」の秩序を説き出さんとし、後者は實際世間の歴史及現象につき、異なる諸社會狀態、及その來歴又は原因を研究せんとせり、略言すれば事物の理想的、一秩序に對立せしむるに、その實際的秩序を以てしたり、スミスの哲學の特色は、その中に是等反對の二方法を組合せたること、かくて又彼の道統たることを主張する、經濟學の二系統論を有することにあり、その一はリカードをその創基者とし、全然自然の假說的諸法則、又は諸原理より推理し、その極端なるは諸前提を確かむるために、歸納法を斥くるは素より、演繹的諸結論を確かむるためにさへも、之を棄てたり、その二はスミス後一代にしてマルサスを、又後世ミルを以て、その代表者となし得べき所なるが、そはスミス自身と同様、先驗的方法と歸納法とを組合せ、時としては純假説より推理するも、經驗によりても亦推理し、その經驗に照せる結果、演繹の結論上に

必要を告ぐることあるべき、如何なる匡正をも施して憚る所なし、その方法により區別されたる二派中、前者は人の天性、及その天性に促がさるゝ行爲の、道筋に關する推定の下、經濟界の完全なる一「自然組織」を發見し、又「自然物價」「自然實銀」及「自然利潤」の發見に志す。

三ノ一

スミスの哲學につき一の吟味を遂ぐるに、演繹派經濟學がその表面の全結構を、打建つるの土臺となせる學理を、その基本に遡りて尋ね得べし、即ち原基本は事實上、自然の學理として希臘の冥想に始まり、羅馬の法律哲學を通じて傳はれるものに外ならず、そは世に自然の簡單なる一規則ありとし、その諸原理は人間の諸施設を通じ、鮮明に窺はれ得べきも、その諸施設により妨害されたることを教へ、又慈仁にして調和的なる、事物自然の秩序あり、自然がその儘に放任せらるゝ所には、何處にもその秩序現はるゝことを教へたり、この理論は第十八世紀中、様々の形態及假面を粧ひたるも、その全部は自然につきての質疑によらず、寧ろ之が豫想により、得られたる諸假説を本とし、先驗的に推理するの、基本誤謬を宿したり、自然てふ文言は實に、學者論客により好みて利用され乍ら、その意義空漠なるの例は、屢々見る所なり、一例のみを擧げんか大宰春臺はその著産語中に言へり、得利之難而少者貴、得利之易而多者賤、自然之勢也、得之之難者、喪之亦難、得之之易者、喪之亦易、必然之理也と、而して春臺は比立言を以て、重農

を説くの根本假説に、當てんとしたりと雖も、彼が必然と斷じ自然と説けるもの、根據を、何處に求むべきか疑なき能はず、かくて吾人は曾て歎息せることあり、自然に付「萬人に容れらるべき觀念説明を、何處に求むべきか、感なきを得ざるは依然たり」と、(拙著經濟眼四五頁以下參照)そは兎も角之を第十八世紀の、西洋自然觀につきて見るも、自然と想はれたるものは、實は自然の構造及仕組に關する、單純推測に過ぎざりき、この理想的根源より流れ出てし政治哲學は、時としは吾人に示すに、假想されたる自然狀態又は社會狀態として、又自然的素朴の儘なるものを以てし、時としては事件の自然傾向又は秩序を以てし、又時として人の性質の、法則又は原理を以てしたり、而して是等の異なる諸相は、實際と理想との間、假説により然るべしとせらるゝものと、實際に然りとすべきものとの間に、絶えず起るべき混同を、大に濃厚ならしめたり素よりミスにありては、講義に當りて極めて勤勉なりし結果、時代を動かし又活躍せしめたる諸觀念の何れをも逸せしむることなく、又此時代の諸觀念全部は、通俗的又明快に之を一系統論内に取込めたり、假令は國民の福祉にとり、勞働及分業を重んずべしとするの學説につきては、プラトンは又は割合に自由なりし重商主義の學者を、その模範として仰ぎ、ダウイット・ヒュームにも亦負ふ所あり、又その價值論の有名なる初めの部分は、寺院法學者又は寺院法學者の説に則る所ありし重商主義に負ふ所ありき、又一般論としては演繹法を採るも、その演繹發程の基點たる前提が、

* cf. Fridrichowicz, Geschichte der Volkswirtschaftslehre '12 p. 67.

人の性質外界諸物體の性質につきての、知られたる普遍的事實たる際、その方法は全く正當なり
 唯かゝる道筋を進み行くかために、餘りに遠く吾人を運び行かざるが、確かに疑はるべきことあ
 るべきも、その堅實は争はるゝを得ず、然るにスミスの哲學は後に説くが如く、事物の實際秩序
 に關する、歸納的研究を混和したりと雖も、演繹法而も誤れる種類の演繹法に據れり、即ちその
 著書の全編を通じ、前記自然の理論として、神學、政治史及彼自身の好尚により、附與されし、一
 形態によれるものを以て貫かれたり、素よりその學理はスミスにより、その諸經濟學說の基礎た
 りとして、明示さるゝことなしと雖も、そは事實上その諸學說が立脚せる、内實の基本たりき、
 そは前にも一言せる如く、觀察により確かめられたる事實に非ず、半は神學的半は形而上學的た
 り、事物の調和的にして慈仁なる自然秩序と、先驗的に推測されたるものに關す、^{*}而して氏の嘗
 時經濟學の諸法則と、右自然への合、^{*}て、ふ道徳訓とを、混同するの弊昌んなりしが、氏もこの混
 同を免かれ得ざりき、即ちスミスにありては自然的なるもの Natural は、時ありては現存諸力に
 より生み出され、又は生むの傾向あるものを意味し、時ありては彼自身の性向が、しかあるべき
 ものと彼をして希望せしむるに、至りしものを意味したり、同じ仕方により時として一科學を説
 くを、經濟學者の本分視し、他の場合には政治の術策の一部を、述ぶることをその分としたり、^{**}
 兎に角當時尙一の Maine あり、自然及自然法なる諸語に伏在せる謬妄を、詮索することなかりし

* cf. Ingram, op. cit., p. 91.

** cf. Marshall, Principles of Economics, 5. ed. p. 758.

を以て、スミスの死後に出版されしスミスの著書 *Essays on Philosophical Subjects, 1790* に、スミスの傳記を添附せし Dugald Stewart は、決して批評を加ふるの意なくして言へり、「氏の思索の重なる大目的は、國民的富の諸方便を、漸次に又累進的に増すため、人心の諸原理及人の外界境遇の諸事情上、自然によりなされたる諸用意を説明し、又一民衆を偉大に進むるの、最も有效なる方便は、自然が指示せる事物の秩序を、維持するに存することを説明するにありき」と、かくて諸國民の富の第四編經濟政策系統論 *Of Systems of Political Economy* の末尾に、自然の規則及その諸施設は、終局的に描き出さる、即ち曰く「優待又は檢束の制度全部、完全に撤廢されんか、明白又單純なる自然自由制は、自から湧きて確立されん」、而して「自然自由制に従へば、君主(國家)として怠らす盡すべき義務、三つ丈けに限らる」と、そは取りも直さず、外國の侵略に對し、國民を保護すること、司法行政を行ふこと、特殊の大施設 *public works and public institutions* にして、個人事業の力に及ばざるものを、支持すること之なりとせり、そは理論經濟學に於ても、實地立法に於ても、無限誤謬の原因たりし、法律及政治の職分に對する、自然の制限として推測されたるものなり。

三ノ二

同一の基本概念は、スミスの倫理系統論にも、その法律哲學にも貫通せらる、徳の性質を研究す

るに當り、氏は第一に「個人が自己自身の幸福のため、守るべき諸目的を含むものとして、自然により推稱されたる秩序」を取扱ひ、第二に「吾人に備はれる慈仁の力を指圖するため、自然か畫策せる秩序」を取扱ひたり、そは「第一に他の個人に對する慈仁なり、第二に社會に對する慈仁なり」。同様に彼により提議されたる法制史として、彼により授けられたる記述中、「成文法の各系統は、自然法學の一系統を志せる、多少不完全の試み視さるゝを得べし」と説き、又法學研究の大目的は、一切の成文憲章と無關係に、何か公平の自然規則たるか」を、確かむるにありと説けり、そは羅馬法學者の觀念上、自然法が占めたる地位の記述にして、又同じ題目につき Maine の手に成れる記述と完全に一致す、即ち Maine はその著古代法中に言へり、「自然か一の日常語となれる後、舊萬民法 *Jus Gentium* は事實上、失はれたる自然の規則なりとの信念、漸次に羅馬法學家の間に起れり、羅馬人は現存諸施設を、注意深く觀察することにより、就中自然による支配の痕跡を、現に示せる部分、又は賢明なる純化を施すことにより、之を示すものとなされ得べき諸部分を、拔萃し得べきことを察知せり」と。

三の三

されど自然の調和的規則に關する古典的觀念が、かの「自然のあらゆる運行を指圖し、何時も幸福の可能なる最大量を、自然内に保持せんと決心せる、偉大慈仁にして又全智なる神」につきて

の、神學的觀念と調合せらるゝことなかりしものとせんか、スミスの哲學中抽象は差程迄大なる働をなさざりしならん、又自然の心意と人々の個人的利益との、働により惹起さるべき、惠深く又公平なる經濟に關し、さ計り一掃的なる總論化を、なすの結果には決して陥らざりしならん、かくて古代哲學に由來せる諸觀念は、神の目算に改宗されたり、されば Bookle が神學は第十七世紀中、道德と永遠に分離せられ、又第十八世紀の中葉以前に、政治と永遠に分離されたりと説けるは、彼が慣例的博學を示すに、似合はすと謂ふべし。

三ノ四

自然神學はスミスによる、人倫哲學筋書の初めの部分をなすも、その諸原理は他の各部にも貫通せらる、自然法は彼にありては、宗教的信仰の、目的物化されたり、人々のため造物神 *divine Author* たるべきもの、天性と合一すべき、人の性質の諸原理は、人の能力及資力を、最も惠深く使用せしむるの傾向あり、而して自然の古典的觀念は、人間界及自然界に於ける、簡易、調和、秩序、平等を推測せるを以て、スミスの哲學にありてはその觀念は、一切の人間に對する、神的、衡平及平等の恩澤と組合はされ、その結果又物質的幸福の方便として、富の定質上平等なる分配と組合はさる、故に各人をして各自の仕方により、自己の利益を追隨せしむべき、平等の公平及安全の維持以上に、人の立法上何物も必要ならず、此結論は又後に察すべきが如く、時代の政治

觀念により、有力に固められたり、「諸國民の富」にありては、各個人は内國産業を支ゆるために勤勞し、その産業の産物が最大價值を、有し得べきが如く之を仕向けんとし、又必然その人の力により及ぼし得べき丈、その自國民の年収入を大ならしむるため、勞働を使用せんとして、出来る丈け多く努力することを説ける後、スミスは附言せり、(第三編第二章中)「素より彼は普通に公益を、振張せしむることを意圖せず、又如何に多く之を振張しつゝあるかを知らず。個人は外國産業支持よりも、内國産業支持を選ぶことにより、自己の安全を意圖するのみなり、又産業の産物に最大の價值を、歸せしめ得べきが如く、産業を仕向くることにより、個人は自己の利益のみを意圖す、而して彼は之につき多くの他の事例に於けると同様、彼の意中に全く宿されざりし、一目的を勸進する點に於ては、幽玄の手 an invisible hand により引率せらる」と。

三の五

自然の慈仁なる構成、從ひて又人のあらゆる性向及願望の、慈仁なる構成に關する右の假説により、經濟學に及ぼされたる害惡は、數へ盡し難きものありき、個人の利益は自然法により、公益の利益と調和すとすることは、多くの經濟學者及英國政治家にありては、學問の一公理となされたり、而して之が有害なる一結果として、富の消費に關する重要部門は、經濟學研究の範圍以外にあるものとして、實際上全く放擲せらるゝか、或は Mandeville の仕振りに倣ひ、私惡即公益な

りとの、一般假説の下に之を看過したり、夫れ生産を決定し、又消費への道筋たる富の分配を、大部分決定すべき實際利益は、消費者の利益なり、唯その眞理は分業、交換の過程、並に富を抽象的又は金銭的利益たらしむべき、貨幣の介在により陰蔽せらるゝ雖も、消費者の利益は實は生産者の動機たり、各人が消費し又は使用せんと希望せるものを、自から生産したりとせんか、漠然たる一普通名稱利己か、單純なる一金儲けの異名視せられず、その中に包括さるゝ諸利益如何に區々たるべきか、顯著となるべし、即ちその利益は異なる個人、異なる階級、異なる國民及異なる文明状態により變すべし、假りに經濟學の研究上、スミスの威力により一の公理に迄昇されたる、私益公益一致の假説なかりしものとせんか、夙に古くより金銭的利益の表相以下に潛入し、富の性質及使用を決定すべき、實際目的の極めて區々たる性質を究めしならん、スミスは同假説に左右せられ、第十六世紀の大地主が、自己の奢侈品を買ふために、その莊園を圍ひ地に變し、借地人、家來及労働者に暇を出せるも、以前に比し渺からざる國民的労働を、使役せりと假定せるを見る、されどその實際上土地は人の代りに羊を養ひ、羊毛は内國労働者の被服となれる代りに、莊園領主の個人的消費に供せらるべき、葡萄酒、絹、天鵝絨及小間物と引替に、國外外國人の手に渡りたり、William the Conqueror が一時に、六十前後の寺區に植林せるに當り、彼となせる所は地主が第十五世紀以降今日に至る迄、なせる所に外ならざりき、子供の食物を奪ひ

て、之を大に與ふることは、右の推理によらは、之を子供に戻し與ふるがためなりと、謂ふべきこととならん。

三の六

Toynbee の好著「産業革命」中には曰く、「二觀念は諸國民の富の各論旨毎に織込まる、個人自由の最上價值につきての信念はその一なり、人の自愛は神の攝理たり、各個人は自己の利益を追隨することにより、萬人の福祉を増進しつゝ、ありその、確信はその二なり」と、第二の觀念に關しては、上來説く所ありしが、更に前者につきて考ふるに、自然の假説はスミスにありては、神學以外に尙有力なる味方を、右の自由觀念により得たり、民事及宗教自由の觀念、專擅なる政府及不平等なる法律への抵抗觀念、外界威力の命令に、反せるものとしての個人的道理及私的判斷への信賴觀念は、第十七世紀中に於てさへ、宗教及政治の世界より、渡世の日常經營にも傳播し初めたり、第十八世紀後半の初めに當り、右の觀念により占據されたる優勢形態は、商工業界に於ける個人的努力を、壓制的制限並に專擅又不平等なる課税より、放免するにありき、そは自然の規則中に准哲學的一根據を發見し、その上に完全なる經濟的「自然自由主義」を打建てたり吾人は曾て説ける事あり、「紅毛雜語」により西洋事情の斷片が、本邦に傳へられし數年後の、我後桃園帝安永五(二七七六)年は、人の自然的平等自由が、所謂基督教文明界の所謂「世界精神」

* cf. Toynbee, op. cit., p. 11.

とせられたる所なりと(蘭西論叢第八卷第一號所載産業革命の一回顧参照) 實に個人自由最上價値觀念により諸經濟學者の態度に及ぼせる結果と、その諸學說に向けられし、歡迎を考ふるは必要なり、「諸國民の富」がその魔術的勢力を得たるは、産業自由の福音として特に然り、文明の世界は政治的解放を夢みて落着かず、來らんとする一救済の期待に、負かざるべきやを氣遣へり、熱心なる各政治家の心中に、宿されし原則を、スミスは商工業に應用せり、彼等は「人間の最も神聖なる權利の一つとして」思想及言論の自由を要求せるのみならず、人身的自由、政治的自由及産業自由は、彼等にとりては一大主義の諸部分に外ならざりき、彼等が産業自由を大に力説せりとするも、そはその自由を以て、その當時の諸弊救済策として、最も確かなり又危険最も少かるべしと、せるによるものなり、スミスの著作物の各頁は、一大感情即ち自由に對する感情により照さる、自由はその時代の政治及産業哲學に於ける、最初又最後の語たりしが如く、スミスによる政治及産業哲學の、最初又最終語たりき、政治及産業界を拘束し抑塞せる、檢束制度陳腐となれるの諸兆は、諸方に瀰漫せり、スミスは巴里に於ける Turgot、王國諸賢の一人たりしグラスゴウの Cochrane と談せるに、己れの懐ける意見は、是等の人により等しく反響せらるゝを發見せり、Limousin に於ける Turgot、グラスゴウに於けるスミスは、異なる形態により、舊制の惡むべき諸弊を察したり、一州の知事たりし Turgot は、踏付けられたる農民の境遇を、改良せんとして日夜骨

折りしに反し、教授たりしスミスは、その時代に於ける機械の一大天才を庇護して、陳腐なる特權の結果に、煩はされざることを得せしめたり、即ち James Watt が鐵槌工の組合により、その職業を行使することを許されざりしに、そは同教授によりグラスゴウ大學の外壁内に於て、仕事場を建て、營むことを、許されたりとの談話以上に、興味深きものあるを得ず、かくてグラスゴウにありては、スミスがその講義を講述せる一面には、重商主義の主要著作物中多數のもの再刻されつゝあり、その地は史家 Smollett によれば、「工業の完全なる一蜂の巢」たり、その住民は「貴き企業精神」に充たされ、商業上智能上の活躍之に伴へるが、そのグラスゴウにありても、壓制せられ又貧困なりし佛國の一州 Limousin にありても、同一教訓即ち自由の必要は、餘儀なく人々の心中に宿されつゝあり、同時に機械の諸大發明は、新時代に進むの途を準備しつゝありき。^{*}

スミスの著書に先ちて起り、學問上又實際上の有力なる一代表者を、Turgot によりて得たる所謂 Economistes 又は天道學派により、その種子を蒔かれし佛國革命は、その起源に於ては、一の經濟的、革命的、革命たりき、そは産業の極權及不安に、佛國貧困の原因を歸し、又大不列顛が勝りて繁榮せるの秘訣を、その耕作者及商人の勝れる自由及安全に、歸せし天道學派により、始めより攪亂されたる「貪食の叛逆」 rebellion of the belly たりき、天道學派が住めるが如き、人間稅政及刻苦辛勞の世界に住み、富の自然的源泉が、人の法律により杜塞さるゝを目撃しては、自然の規則に關

* cf. Toynbee, op. cit. pp. 12-14.

し、又自由及財産權の自然權利に關し、又人間繁榮の増加を圖るべき、社會の自然組織に關する教理、並に土地及産業の果實につきての公平分配が、彼等のためには一の新默示の如く映じ、第一の威力を及ぼしたり、その諸學説はスミスに尠からざる影響を及ぼせるが、彼等はスミス同様佛國の法曹家を介し、羅馬の法學より彼等に傳へられし、自然の理想的規則に、一の神的起源を附與し、又その中に人間的主權の範圍の、完全なる一限界及定義を發見せり、三つの同じ根源、言すれば、希臘、羅馬の冥想、基督教神學、並に私的産業に對する專擅なる干涉、勞働の果實に對する不平等課税に對する反抗より、汲み出せる三つの同一基本觀念は、スミス及天道學派の經濟學の基礎をなせり、此點につき唯一の相違は、スミスが經濟學てふ特殊名稱を、社會哲學中富に關する部門に限れるに反し、天道學派はその名稱を、社會哲學の全般に與へしこと、又天道學派は自然及神の諸法則としての是等學説を、一層熱中せる語勢により、言明せることに存す、スミスはその經濟學の三基本觀念中、何れをも天道學派より汲みとれることなかりき、蓋し夫等の觀念は過去の歴史及哲學と、時代の諸事情とにより、両者に入り來れるを以てなり、されど彼は佛國への旅行、天道學派との親しき交際、その著作物の研究により、是等觀念を強く確信するに至れり、加之特殊命題及辭句を、彼等より酌めるのみならず、自然分配の學説に與へたる形態の一部、及國家の職分に與へたる明確の制限を、彼等より酌めり。

且又個人自由觀念はスミスにありては、消極的觀念に限られざりしことを、特に注意し得べし、即ちそは一の積極的方面を有し、前に掲げし第二觀念により、その實質と實在とを採入れたり、個人が自己の狀況を改善せんとするの願望は、進歩の發條たり、個人の私益と社會の利益と、一致すとするの觀念は之なり、無制限競争及契約の絶對自由唱導に、力を貸せるものは此觀念なりき、又諸經濟學者をして第一着に共同團體に、著しく無頓着ならしめしも此觀念なりき、個人の努力によりては萬民の幸福を、保進するに足らざることを、諸經濟學者に納得せしむるには、永く又苦き經驗を要したり、諸經濟學者が産業上の團結を猜忌せるも、又社會的一救濟策としての協力運動を、是認するに躊躇せるも、共に同じ原因によれり。*

四ノ一

スミス自身は天道學派に負へる所につき、極めて敏感なりしを以て、その派の代表者ケネーの系統論を議し、「經濟學の題目につき、由來公けにされたるものゝ中にて、真理に最も近く接近せるものと謂へるのみならず、自己の大著をケネーに捧ぐることを控へたりしも、一にケネー死亡せるの事實によりて然り。されど又彼が遙かに偉大なる一佛人、即ち有名なる Montesquieu に負へる所は、一層根深きものありき、Buckle が佛國智能史に關する、その卓越せる諸章中、自由精神の起源を英蘭に歸し、その精神は第十八世紀中佛國哲學を、占領せりとせるは正當なる

* cf. Toynbee, op. cit., p. 20.

も、Montesquieu がアダム・スミス時代の、蘇格蘭哲學に及ぼせる影響を、看過せる點に於ては佛國にも不列顛にも、同時に不正を加へたり、而してその看過に伴ふに、Buckle 自身はリカード及その學派より、採用せる一經濟學觀を以てせるより、彼を促しスミスの方法を以て、全く演繹的たりと記載せしむるに至れり、Buckle は肯定せり、大不列顛の哲學は佛國に何等負ふ所なしと、而して彼は蘇格蘭の智能を以て、僧侶指導の下に全く演繹的となれりと説き、之が裁斷的一例として、蘇格蘭の最も卓越せる政治哲學者たる、スミスを引けり、僧侶による演繹推理の系統論が、スミスの全哲學を貫き、又之をしてその軌を逸せしむるものあるは確かなり、それにも拘はらず彼は哲學的に眞理を愛し、又自然そのものをその實際現象につき、尋問することを愛せること、かく尋問するための歸納法として、スミス當時の蘇格蘭哲學が Montesquieu より採用せるものは、彼をして幾多の誤謬に、陥ゐることなきを得せしめたり、即ち一派のスミス祖述者は、自然及その諸法則に關する、假定を本とし演繹法を使用し、後世に於ても正教の僧侶的特權を、主張する點に於て人後に落ちざるものなるが、そは幾多の誤謬に陥ゐりしも、スミスはよくその弊なきを得たり、スミス當時の世界には、反對せる推理の二系統あり、スミスがその兩者を組合はせたることにつきては、前に評論せる所ありき、即ちそは理論的自然法より、推理する系統で、Montesquieu の史的歸納的方法となり、就中後者は事物の實際秩序を尋ね、又社會の諸事情

及歴史につき、異なる諸時代及諸國に於ける、異なる社會狀態の解釋を求む、後の方法は蘇格蘭に於ける、新派の政治及法律哲學に、有力なる一引力を及ぼしたるか、スミスはその派に屬したり、現に Ingram も言へり、「スミスに就き公平に説かれ得べきは、演繹的性向が確かに彼が心の、優勢特質たらざりしこと、彼が大に卓越せりとすべきは Buckle が彼に歸したる、辯證の巧妙にも存せざりしことなり、彼の著書により心に打たるること最も多きは、社會事實の觀察廣くして、又犀利なるにあり、抽象的諸原理を本とし、綿密なる推理の聯鎖により、諸結論を引出す代りに、諸社會事實を絮説し、その意義を引抜くの、不斷傾向にあり、氏の著書を讀むに當り、生活の諸實在に觸れつゝありとの、強き又永續的感念を、吾人に與ふるはこの心の習慣にあり」と、而して著作上に於けるスミスの恩人 Lord Kaimes 及スミス自身の門下 Miller も一様に Montesquieu の方法を踏襲したり、Kaimes の一門弟たりし Dalrymple も、亦スミスに少からざる重要着想を、授けたるが如く想はるゝその著封建的財産史 History of Feudal Property の、献題中に言へり、その原稿の多くは事實上、「當時の最大天才 President Montesquieu により、校正されたり」と、又一層著名なる Ferguson の、此佛國大學者に對する尊敬及賞讃は、その著社會史 History of Civil Society 中、著しき語句により表白せらるゝ、スミス自身もその晩年には、「法

の精神」の一註釋を書くに、忙しかりきことさへ傳へらるゝ、即ち一七九〇年三月十一日の、Monte-

* cf. Ingram, op. cit. p. 90

cur Universal」に掲載されたる記事によるに、スミスは多年思索の後、「法の精神」につきての評論的考察を起稿して、印刷所に託したるか、そは政治史、哲學史上二期を劃するものとして、世人に期待されんとの趣旨を掲げたり、前記 Miller も亦明言せり、偉大なる彼の師は法律哲學の講義中、「Montesquieu」により着想されたりと、想はるゝ案を踏襲し、太古より最も開けたる時代に至る迄の、法學漸次進歩の跡を尋ねんとし、又渡世及財産蓄積に貢獻すべき諸業により、法律及政治に相當改良を生むの結果を、指摘せんことを努めたり」と、されど Bage 自身が言へる如く、スミスの經濟學及その哲學の殘餘は、「一單獨目論見の部分」たりき、現に「諸國民の富」の第三編、第四編及第五編(第一章)を、一面には彼が前に法制史に關し、考案したりし著書につき、スミス自身記述せる所と比較し、他の一面彼の講義に關する Miller の記録とを比較せんか、彼の經濟的研究と其の法律的研究とが、如何に密接に關聯せるかを示さん、その關聯は甚だ密なるを以て、Dugald Stewart がスミスにより古き以前に人間の法制史と、言明されたる著作中の重要部分は、事實上「諸國民の富」中に、公けにせらるゝと説けることも、心證により確信せらるゝ程なり、而して又この事實によれば、スミスがその死亡前數日にして、その法學講義の草稿を、破り捨てたりとの語り傳へにつき、その何故なるかの蓋然的説明をも授く、即ち彼は多分その講義の最も貴重なる産物と考へたるものを、「諸國民の富」中に保存したるものならん。

* cf. Ingram, op. cit. , p. 92.

四の二

スミスが自身に問へる問題は、何を以て先驗的に自然の秩序とすべきか、又は「富裕の自然進歩とすべきか」の、架空なるものゝみに決して限らるゝことなかりき、彼は又問へり、「何か事物の實際秩序たり、富裕の實際進歩たりしか、その諸原因は何たりしか」を、野蠻なる侵略の時代より、現時に至る迄の歐洲に於ける遅き進歩を、何か惹起したるか、何か大不列顛の進歩をして、佛蘭西その他大陸の諸地方に於ける進歩に比し、遙かに迅速ならしめたるか、是等の間に答ふるためスミスは、歴史の諸現象及世界の現存状態に、周到なる研究を施し、諸國に於ける實際經濟進歩の跡を尋ね、財産相續法の影響、財産の政治的分配の影響、法律的及産業的變遷の作用及反應を尋ね、又貸銀及利潤の實際變動を、確かめ得べき限りは之を究めたり、又彼は書かれたる證據に由る、机上の歸納に満足せず、（それは社會哲學に於ける歸納的研究上、必然最も重要な範圍なりと雖も）自國及佛蘭西に於て、自己の注意深き觀察により、彼をして目撃せしめたる、一切の現象を比較したり、略言せんか彼は歸納的研究のため、人類の經驗に自己の大なる經驗を加へたり、スミスは永き間佛蘭西に住み、親しく天道學派と交際し、その當時の英佛哲學を注意して研究し、又廣き旅行と、蘇格蘭實業家への親密なる接觸とにより、世間を實際的に知るを得たり、その結果として氏がその以前の學者と、その説を異にせる點は何處にても、是等の學

者に比し正しきに庶幾し、その外又今日解せらるゝ經濟的眞理にして、彼により多少の瞥見を、送られざりしものあることなし、而してスミスは富につき、その重なる社會的關係に關する、著書を編みし最初の人なるを以て、この理由のみを以てするも、輒近經濟學の創基者視せらるべき、一事由を有すとは、スミスに好意を寄する Marshall の評論なり、* Small-Vincent の如きは更に一步を進め、「スミスがその大學講義案に、採用せる範圍全般に亘り、「諸國民の富」同様の都合迄、精説し得たりしならんには、後世社會學でふ名稱を、要求せる幾多の系統論よりも、遙かに尊重すべき一社會學たりしならん」と説けり、* 天道學派が實際現象を研究せることは、スミスに比すれば、宏汎又綿密の點に於て遙かに劣り、實證されざる自己の諸觀念を、直ちに自然の諸法則として受入るゝことに、一層深く溺れたりと雖も、その學派と雖も尙決して、經驗を全く不問に付することなかりき、彼等は自國經濟事情を研究し、大不列顛につき知れるもの之を比較し、又事物の自然秩序に關する學理が、一面には産業干渉及その果實強奪の、結果に關する證據を本とし、他面個人自由及財産の安全保護の、結果に關する證據を本とし、立定されたりと信じたり、觀察が如何なる程度迄、彼等の學説を導けるかは、彼等が事實上、二派に分れ、その結論が大體に歸一せりとは言へ、二途の自己經驗により達せられ、その經驗により現られたることにより、明白に例證せらるゝ、小農の子たりしケネーは、專制的制限及疲弊を招くべき課税の下、農民

* cf. Marshall, op. cit., p. 757.

** cf. Small & Vincent, An Introduction to the Study of Society, pp. 42, 43.

困苦し農業沈滞せる中にて、田舎に育ち、拘束されざる富者により、土地が如何に所有さるゝかを知れるより、彼は土地が富の唯一根源たり、農業は唯一の實際生産的なる事業たり、他の諸産業はその産物の、形態又は場所を變ずるに過ぎずと教へたり、他面自から商人たり、又商人の系統を引ける Gournay は、商業自由をその重要學説となし、政府の諸義務を格言不治放任 *Laissez faire et passer* に總括したり、その區別は又人物史により、説述されたる經濟學の形態に、及ぼさるべき影響をも例證す。

實に不治放任の原則は、生活の諸人爲條件に對する、第十八世紀の大反動たる自然崇拜と、疑もなく關係あり、又多くの實例上經驗により、目前に確證されし所なるが、その原則は人々の心裡に、異常の力により刻まるゝこととなり、英國に於て實際的一科學としての經濟學と、同一視せらるゝに至れり、Mill 及 Cairnes の如き後世經濟學者は、素より之を脩正したるも、人の諸本能は自然的又は神的に、仕組まるとせる信念が、その初め之に力を貸せると同様、個人と社會有機體との間に於ける、綿密なる類推として、後世英國哲學の産物となれるものは、更めて右の原則に、新鮮なる力を授くるの傾向ありき。(商業及經濟研究第十八冊所載拙稿「最近六十年間英國政治學說の一斑」中に三五頁参照) されど不治放任の訓誡に伴ふ、實際的結果を認め、個人の射利により、衆生濟度の目的を達するに足るとするの學説は、初期經濟學者によるその他の總説同様、それ自體内に謂れ

なき數假説を宿せり、即ちそは個人の經濟的利益が、事實上社會の經濟的利益と、一致することを假定するのみならず、個人は自己の利益を知り、又之を迫隨することを假定す、されどそは食物混成、不正工事 Jerry-building の事例、その他一人がその隣人の利益を無視し、富裕となるべき輓近商業界の無數工面にありては、右概説中最初のもの破るゝは全く明かなり、個人の經濟的利益が、その人の一層高尚なる、道德的利益との一致不一致は兎も角、社會の經濟的利益と、常に一致すべからざるや確かなり、又個人は常にその經濟的利益を知ると説くことさへも、決して之を斷するを得ず、特に輓近工業の複雑なる、狀況の下にありては然り、個人がその利益又は利益と考ふるものを追隨すとするは、右の假説に比すれば、疑もなく一層安全なる推定なり、唯この眞理さへも、従前の機械的人間行動觀に於て、之に附與したる普遍性は、備はれることなし。^{*}

四ノ三

スミス及天道學派の經濟學は、共に經驗哲學及歸納的研究と、自然の假説より演繹せる、先驗的眞理との組合はせを以て眞かる、唯スミスにありては遙かに宏汎にして、又組織的たるの差あり、従ひて一面には偉大なる右蘇格蘭人をして、その歸納哲學の祖國に於ける、尠からざる英國後學が、先驗的方法のために陥りし大誤謬に、陥らざるを得せしめたるも、他の一面に於て

* cf. Toy nbee, op. cit., pp. 20, 21.

先入の諸觀念により授けられたる偏見は、スミス自身の場合にも甚だ強大なるものあり、従ひて彼を促しそのあらゆる歸納を以て、自然の完全なる一規則に關する、證據視せしむるに至れり、素よりスミスは個人の利己心追隨を、許すの必要を力説せるも、人に利他的諸動機備はれることを全く忘れたるに非ず、彼は道念論中同情及親切の諸動機に、充分なる承認を與へたり、唯利己の力説に勉めたる「諸國民の富」が、偶々スミスの名聲を揚げしめたるがために、氏による教理の純結果は、特にその當時に於ける經濟思想の、自由放任傾向を助勢し力説する點に向けられたり、^{*}そは兎も角スミスはあらゆる歸納を以て、個人自由より流れ出づる、自然 慈仁なる一秩序人々の自然的願望及性向の、證據視するに至れり、彼は天道學派同様、自然法そのもの、所謂證據又は自明と、注意深く引合はせ、篩ひ分けたる諸現象の證據とを混同せり、素より氏の當時史的資料は充分に備はらず、統計的資料は殆んど全く缺けたり、又史的統計的歸納あるも、そは謬斷又は妄斷を土臺とすること珍しからざりき、^{**}現にスミス自身も政治算術を甚しく、信賴せずと明言せる程なるを以て(拙著ケトリーの研究四〇頁参照)そは幾分か恕すべき點あり、且又眞理とすべき所によるに、スミスは諸自然科学が、未だ歸納の諸法則を啓明せざりし以前に述作せり、かくて事例の夥しき數を集め得たりとせば、一歸納として完全なりと考へ、又一學理が觀察されたる各事例に、適合するの觀あらば、そは立證されたりと考へたりとすべし、夫れ第十八世紀の批評的

* cf. Ely, *Outlines of Economics*, 3. ed. '16 p. 746.

** cf. Walcker, *Geschichte der Nationalökonomie und des Sozialismus*, 5. Aufl. '02 p. 24.

哲學者は、その主要なる社會的本分のため、必要なる才能の部分たらざりし、歴史的精神を具へざりき、されどその中著明なる者、特に蘇格蘭に於ける者の中一部の人は、史的研究に適せる、出色の能力及偏愛を示せり、スミスが後者中の一人たりしは前にも一言せり、Kries、その他の學者は此種の研究上傑作として、「諸國民の富」中に現はるゝものを、公平に注目せり、(Kries, *Politische Oekonomie*, III. 2. 3. 中には、「諸國民の富」より引かれたる、公私益衝突指摘の長目錄を掲ぐ) かくスミスは經濟學が諸事實の研究に、打立てらるゝの要あるを認めしも、事實は極めて複雑なれば、之のみによりては普通に何物をも、教へ得ざることをも明かに知れり、即ち諸事實は注意深き推理及解析により、解釋せらるゝの要あるを知れり、而してスミスのかゝる研究として、最も長く又精しきは、「諸國民の富」の第三編を占む、その中には諸形態産業の逐次發展上、晩近歐洲諸國民により、踏まれたる順序の記録を含む、されどそは教儀的先入の見によれる結果、史的研究所の諸結果を、不明ならしめたるの珍しき一例を授く、氏は歐洲に於ける産業變遷を、正確に記述し、相當なる諸社會的原因より起れりとして、之を説明せるに拘はらず、尙その哲學を毒せる抽象的諸原理に調子を合はせ、「事物の自然秩序」に全く悖れるものを含むとし、之に抗議したり、即ち産業發展の自然秩序上、最初に農業、次に工業、最後に外國商業ありとし、之に異れる順序によるものは、何れも「不自然又退歩的」たりとせり、此點に關し一層純實證的なる、一思索家たりし

Hume は、諸事實を虚心にて察し、之を受納れ、之を一普通法則の下に分類せり、彼は言へり、「勞働者をして彼自身及家族を養ふ以上に、土地より産出せしめんとして、之に刻苦を強ゆるは、無法なる方法たり、又大多數の場合に行はれ得べきに非ず、彼に諸工業及諸商品を供給せんか、彼は自から進んで勤勉せん、試みに歴史に問へ、大多數の國民にありては、外國貿易は内國工業に於ける、何等かの發を見るに先ちて起り、内國の奢侈を生ましめたるを發見せん」と、^{*}されば Marshall は評論せり、「Hume が言へる如く諸國民の富は、珍らしき事實により、夥しく例證せらるゝを以て、そは公衆の注意を引くの外なしとなすべし、こは恰もスミスのなせる所なり、彼は細目に亘る歸納又は歴史により、何物かを立證せんとせることなし、彼が立證に用ひし材料は、主として各人の知識内に存すべき諸事實、自然的、心的及道德的諸事實なり、唯その立證用の例を、珍らしく又教訓的なる事實に借り、かくてその事實に生命と力を與へ、その讀者をして抽象を取扱はず、實際界の諸問題を、取扱ひつゝありと感せしめたり、その著作は、排列良好たらざるも、方法の「模範たり」と、^{**}要するに「諸國民の富」にありては、報告されたる數多の史實、及生存より酌める幾多の觀察あるも、そは彼が主張せる普通眞理のため、歸納法上要求さるべきが如き、根源の用をなすことなし、觀察されたる事實にして、之を挿説せるため、その著書に莫大なる刺戟力を與へしものは、之が蒐集上二目的を伴へるのみ、即ちその事實は部分

* cf. Ingrau, op. cit., pp. 101, 102.

** cf. Marshall. op. cit., p. 759.

的には、立説されたる普通命題を、分り易からしめ、俚耳に入り易からしむるの用に供せられ、他の事實は發見されたる學理の、應用を示すの用に供せられたり、此部分に關する Tynbee の評論は、格別新らしき論旨を含まずと雖も、措辭時に激越に過ぐと想はしむる程痛快なるを以て、併せて之を引かんか、曰く

多くの人は「諸國民の富」を、初めて讀むに當りて失望す、彼等が之に臨むや、明快なる論旨諸普遍法則の明晰なる叙説を期待するも、實際に發見するものは、冗長にして混同されたる多くの推理、及利害一時に限られたる事實の堆積なり、されど是等の缺點、そのものは、その直接成功に貢獻したり、スミスがその當時の實際家により、極めて強き贊助を受け、夫等實際家が Puff と共に、スミスの「細目に亘る該博の知識」、並に「その哲學的詮議の深遠」を賞讃せるは、スミスがその時代の實際状態を、仔細に吟味し、政治家への一教本を書き、かくて Turgot がなせる如く、哲學者への系統的一論著を、草することに限られざりしがためなりき、彼に彼の力を與へしものは、實に右の實際知識と、哲學的思索との組合はせたりき、彼は經濟學に關する、最初の大著者たりき、經濟學は彼を待ちて、取引所及市場より、教授の研究に移れり、されど氏は單にその道を、暗中摸索しつゝあるのみなりき、吾人はその著書に就き、手際よき繕立て取扱ひの科學的精確に、遭遇すべきことを期待し得ず、氏の用語は

* cf. E. Leser, Art. "Smith" im Conrads Handwörterbuch, 3. Aufl. VII. S. 547.

試験的なり、時として異同の識別をなすと雖も、他の場所にては之を忘る、そは經濟學上の用語が、無限なる言葉の上の議論により、確定せられざる以前には、免かれ難きことたりき、彼はリカードに見るが如き、抽象的推理の力を全く有せざりき、彼の天稟はその觀察の廣さ及敏速と、例證の驚くべき適切とに存したり、吾人が彼を研究するは、プラトーンに見るが如く彼に就き、大なる卓抜の頭腦に接觸するの想ひあるに至り、かくて吾人に教ゆるに如何に考へ、又之を如何に筆舌にすべきかを以てすればなり、卓抜の人々は感情により途を開き行くを以て、常に混同に陥る。

と、而して一學理を觀察せる各事例との適合を以て、その學理の立證に代へたる適例として、彼は歴史を通じ又歐洲を掩ひ、古來世界に經驗されたる人の立法が、人身的自由及財産權の、保護以上に及べる所にては、何處にてもその立法の結果、不秩序及不幸の外何物をも見ざるべしとせり、彼はあらゆる方面に於て、國家干渉にその原因を歸すべき、莫大の貧困あるを見たり、富及繁榮の存する所、その何たるを問はずその唯一根源は、勤勉の自然的動機、及個々の人の自然的生産方たりき、かくて彼は自然をその儘に放任する以外に、何物も必要ならざること、個人の利益と公益との間に、完全なる調和存すること、人の自然的行動は、最大の豊饒を全うせしむるのみならず、富の平等を全うせしむることの、諸結論へ跳べり、彼は諸現象につき自然法の實

* cf. Toynbee, op. cit., pp. 81, 82.

證的證據、及その制令の性質に關する、實證的證據を發見せり、唯彼は個人の利益又は利己が個
 個の商人を促し、社會に有害なるが如く、行動せしむることあるべき、幾多事例を看取せるは、
 前にも一言せるが如くなるも、政府に至りては、最良の意志を以て行動せる際にも、社會に資
 する所は、私人商人の企業に比し、殆んど常に一層不良なり、そは私人が私慾に驅らるゝのみた
 る際にも、尙然りと論じ、貿易干渉の有害なるを斷じたり、氏がこの學說主張により、如何に
 世界に大なる印象を與へしかは、大多數の獨逸學者が、Smithianismと説く際、その眼中に宿す
 所、主として茲に存するによりても知らる、^{*}而して吾人は右の研究態度につき、スマイスが自然法
 の學說と、歸納的歴史的方法とを組合はせたること、Maineの一命題との間に、外觀上の矛盾
 あるは何故たるかの理由、宿さるゝことを發見す、即ちMaineは言へり、「Montesquieuの著書
 は、その缺點の全部を以てするに拘はらず、尙歴史的研究法を續行せり、その前に自然法は一瞬
 間と雖も、決してその地歩を保ち得ざりき」と、史的研究の結果、古代哲學の單純無稽説を復活
 せしめたる自然假説を、反證すべきことは争ふべきに非ず、それにも拘はらずスマイスは、一部は
 理論そのものにより授けられし偏見のため、一部は自然そのものを尋ぬるの方法尙未熟たり、歸納
 の諸法則は未決定たりしたため、Montesquieuの方法によるも、自然學說の眞理なるを立證すべき
 こと、略言すれば自然は尋問さるゝ際、彼が自然につき豫想せる所を、確かむべきことを考へた

* cf. Marshall, op. cit., p. 758.

り。

四ノ四

ス、ミ、スの經濟學研究法が、單純なる演繹法たりきと、誤解さるゝに至りし一因は、「諸國民の富」に於ける、五編の順序上採用せる仕組にあり、最初の二編はスミスによる、經濟學の一般要目を含む、而して英國の古典派は、この學說編成をその出發點とし、一層後世の諸國に於ける論争は、大部分之を中心として争はれたり、^{*}歸納論理の順序よりせば第三及第四編は、第一及第二編の前に來るべきなり、即ち第三及第四編は國家としては、個人的自由を保護することに限るべきこと、自己の狀況を改善するため、各個人によりなさるゝ自然的努力、一言にして盡せば勞働（第一編は之が取扱に始まる）は、最も豊かなる仕方にて、一切の生活必需品及便利品を供給すべく、勞働の諸職分を自然に、最良の仕方に分つべく、又その産物を自然の秩序により分配し、最大の平等は達成せらるべしとの結論が、引出さるゝの土臺たるべきことの歸納を含めり、富の分配につきかゝる完全なる組織が、個人的行爲又はスミスが自然と呼べるものにより、達せられざるべきことは既に着想されたり、スミスは經濟學を交易の學問と、定義するの誤謬を示せり、即ちそはその富の生産を決定すべき、最も重要な條件の一部を、忘るゝこと以外に、尙人間界の諸施設即ち財産法、相續法が、必然的に分配を決定するの、主要事由たるべしとの、眞理を看過せる定

* cf. Ingram, op. cit., p. 101.

義なり、而してミスが組合はせたる二方法、詳言すれば推測されたる自然の諸原理に基づく先験的演繹と、諸事實の歸納的研究とにつき、教訓的一例證を授くとすべきは、自然の秩序を考へつゝある際、富の分配に關し完全なる自然組織を發見し、その事柄につき國家に何等の職分あるを見ざるも、富裕實際進歩の跡を尋ぬるに當りては、野蠻的侵略後に於ける、歐洲進歩の遅く又不規則なる流れにつき、彼がその原因に歸したる相續法は、直ちに讀者に遭遇さるゝことにあり、夫等の法律は右の侵略により立てられ、之により惹起されたる富の不平等分配を、永續せしむるために考案せられ、又今日に至る迄英蘭に於ける富の分配上、又全社會經濟產業經濟の決定上、有力なる因子となれりとせり。

四ノ五

されど第一編中交易による富の「自然」分配、又彼が説けるが如く「勞働の生産物が、諸階級の民衆に自然に分配せらるゝ」につき、則るべき秩序」を尋ねつゝありし際にも、ミスは歸納法を、先験的演繹法に組合はせしたため、爾後リカードの學派が、純演繹法をとれるために陥りたる、莫大の誤謬に陥らざるを得たり、詳言すれば自然法の古學說には、齊一及平等の觀念を含みたるが、此觀念はミスの場合にありては、人間に對する自然造物者の衡平及平等慈仁より引出され得べき、理想の一秩序てふ觀念により、又著者自身の腦裡に重く働けるがために、道

念論にありても目立ちて働ける、組織、對稱及調和的仕組の愛により、有力に助勢せられたり、凡て是等の觀念に基づき、人の異なる諸職業に於ける長所及短所の完全平等學說、及その意味によれる賃銀及利潤の平等は、明かにスミスに有力なる一助力を及ぼせり、それにも拘はらず實際上に於ける、賃銀及利潤の平等を拒み、實際の大不平等につきその諸原因を尋ね、平等及不平等の諸條件を定義し、産業進歩によりその變動に及ぼす、實際結果を定義し、特にその極めて果進的なる相違を示し、そは由來惹起されたりとして立證され得べきに拘はらず、その後には於ける英國經濟學者の一派が、之を看過せるのみならず、その先驗的演繹の結果と、兩立せずとして怒りて否定せるが如き、ことなきを得たるは、スミスが諸事實に關する眞の哲學的研究心を有することにつき、驚くべき證據を授くるものなり、スミスは彼自身の分としては第一に平等への傾向を始めより實際上同じ隣人たりしものに限れるのみならず、王國は事實上甚だ異なる率を示すべき、異なる多數隣りに分たるゝことを指摘せり、第二に彼は幾多の實際不平等を、有害なる諸施設に本づくものとし、不平等を生むの諸原因一斑を究めしが、そは後世經濟學者が實際平等を肯定することにより、その諸事由存續に貢獻すること多かりし所なり、第三にスミスは競争のみが賃銀率を決定すること、労働者が生産するもの、最上價值を、労働者に與ふことを固執する代りに、一面雇主側に於ける暗黙又は公然の聯合が、事物の尋常状態たることを主張し、他面労働

者の窮乏なる状態は、彼をして極めて不平等なる條件の、誅求に曝さしむることを主張せり、第四に競争の働きが完全又自由たりとするも、賃銀及利潤の兩者共に、平等への傾向を示すは、産業界の状況停滞せるもの又は單純なるものに、限ることを明言せり、第五に産業進歩は賃銀を平等化せしむる代りに、英蘭にては既に大不平等を生じ、蘇格蘭にても同様の作用を、興し初めつゝあることを示せり。

四ノ六

「諸國民の富」は所謂産業革命の、起る間際に公けにせられたり、スミスがグラスゴーに於ける、Wattの仕事場にて Watt と談話せる當時、スミスにより一の夢一の無何有郷と想はれし自由は、Watt の力により蒸氣機關發明さるゝに至り、かくてその實現を可能ならしむべしとは、想ひも及ばれざりき、素より「諸國民の富」中、諸大變化が何處にも始まりつゝありしこと、諸痕跡は窺はる、されど大規模の工業及商業は、蘇格蘭にては讒かに起り初めつゝあるのみたり、蒸氣機關は同書編纂の當時、尙未だ鑛山又は織機を利用する程に發達せざりき、而して蒸氣の利用ある所、その跡を逐ひて王國內を通じ、地方的勞働需用は大不平等を生せしも、そは尙惹起されざる以前たり、眞實の所スミスは大工業的世界の極初期に住めり、スミスにより記述されたる英蘭が、現時の英蘭と異なる程度は、そが中古の英蘭に比し異なるよりも、一層甚しかりき、

彼は明言せり衣類工業に於ける分業は、過去一世紀の間に見たるものと、殆んど同じものたり、使用さるゝ機械も同じものたりしことを、而して同業に於て幾分か重んずべき改良は、エドワード第四世の朝以來、讒かに三つ丈け起れるのみたり、資本を使用するの諸仕方は、凡て殆んど同様に容易なりしことを附言せり、又王國の外國貿易は甚だ微小なり、従ひて氏は小麥の年輸入額を、二萬三千クォーターに過ぎずと見積り、最も自由なる輸入によるも決して内國市場代價に、敏感的影響を及ぼし得ざるべしと結論せり、綿工業がスマスの著書中に擧げらるゝは、一回に限らる、同國の重要工業は尙羊毛、鞣し皮及金物工業たり、絹及亞麻工業之に次いで重きをなせり、鐵を坑炭により溶解する方法は興されしも、尙主として木炭により吹分けられたり、加之英蘭に於ける需用の大部分を、供給するに足る丈け多量に生産されず、多くは米、露及瑞典より輸入されたり、羊毛及絹は農業に糊口の資を仰きたる、散在村落にて織り又紡かれたり、工業家 Manufacturer と云ふも、力織機及蒸氣機關及工場の所有者として、世界市場につき賣買すべき人を意味せず、自己所有の織機を實際に織る人、自己所有の絲取車にて、實際に絲を紡く女を意味したり、されど「諸國民の富」發行前七年にして、A. Wright はその水力織機の特許を、James Watt はその蒸氣機關の特許を受けたり、又その發行後數年にして、Cartwright は力織機を、Crompton は紡錘機を發明せり、民衆が遠隔なる平地の百姓小屋より、里離れたる河川に頼り引

出され、諸工場諸都市に込合はさるゝに至りしは、是等の諸發明によるものたりき、かくて古き諸制限は愈々必至の力づくにて陳腐となされ、又スミスによれば英蘭がその發達上負ふ所多しとせられし、内國商業の自由は之に代れり、そはスミスが想像し得ざりし、諸事情の下完成せられたり、又「諸國民の富」發行後に於けるかゝる經濟發達の結果、英蘭は他の諸國が、何等誘るべき工業を有せざりし間に、その工業を發達せしめ、又そは地理的に中心地位を占め、舊世界と從來利用されざりし自然的大資源を、恰も開發し初めし新世界との、聯鎖たるが如き形勢を呈し、且又その誇りたる商船隊を有せるより、自由貿易を採用するは、英蘭の利己たるに至り、英蘭の利己は人類の利益たり、英蘭の富は諸國民の富たるに至りき。^{*}

右の如き事情に處しスミスはその平等學說を、工業及隣里商業の單純又停滯的なる狀態として、世紀を重ねるも生産の仕方又は商路に、何等の變化起らず、又その狀態の下各隣里の住民は、種々なる職業の何れにつきても、比較的容易にその利潤及見込を、見積り得るの風ありし所に限り適用したり、加之かゝる一世界につきてさへ、幾多の變更及例外を付してのみ之を適用せり、平等への傾向は彼の後繼者にありては、金融の無條件なる一假說とせられしのみならず、その基礎となされし所なるも、スミスは實證的名義により、之をかゝる一世界に限れり、眞理とすべき所によるに平等への一傾向に關する學說は、經濟學に於ける單純なる一定理なり、スミスによりは

* cf. Toynbee, op. cit., pp. 14, 15; Mukerjee, op. & cit., p. 203.

く陳述されし、特別事情の下に限り、その傾向を顯はらしむべき一定理なり、然るにその事情に於ける、現産業界にあり觸れたる事情には反對なり。

スミスの時代に於ける内國商業は、一點以外凡ての點につき全く自由なりき、彼は言へり「内國商業は殆んど完全に自由なり」と、氏は又附言せり、「この内國商業自由は、廣らくは大不列顛繁榮の、主要原因の一たり」と。されどこの普通自由には、一大例外ありき、それは諸制限の完全なる網により、絡まれたる勞働の地位なりき、結社は不法とせられ、同盟罷業は普通にその「張本人の、處罰又は没落に終るの外」なかりき、住所制限法は、工匠及勞働者の移住を妨けたり、スミスは書けり、「予は敢て言はんとす、英蘭に於ける四十歳の貧困男子にして、その生涯中何れかの年配に於て、この不長に仕組まれたる住居制限法により、最も殘酷に壓迫さるゝことを、感ぜざりし者は一人も存せず」と、勞働者の移住は法規により禁せられたり、組合法及徒弟制法は夥しく儲け口を塞きたり、是等制限に對して加へられしスミスの非難は、忘るべからざるものあり、即ち「各人がその勞働に宿せる財産は、その他あらゆる財産の本源基礎たるが如く、それは最も神聖にして犯すべからず、一貧者にとり親護りの財産たるは、その兩手の力及熟練にあり、その人が隣人に損害を加へず、自から適當と考へたる何れかの仕方、この力及熟練を使用することを得さらしむるは、明かにこの最も神聖なる財産を、侵害するものなり」とせり、春臺の産

語には曰く「天地之養人也、將無厚乎、特人自薄之耳、豈特薄之而已哉、將且絶之、人有不克爲生、自底凍餒、而曰天地不我養者、是謂誣天地、罪莫大焉」と、又「易曰、天地之大德曰生、生其可不治乎、人而不治生、是謂悖天地之德」と、又「易曰、天行健、君子以自強不息、夫自強不息者、君子之所以則天而行也、民生亦無息者也、生無息、則治生者亦豈可有息乎」と、是は天地の神聖なる大徳を想像し、人をして飽迄も内に省みる所、あらしめんとするに對し、彼は人の勞働神聖を掲げ、外その障礙に對して、反抗の氣勢を擧げんとす、この相違を生めるにつきては、時勢及國情の相違に由來する所多かるべきも、自から東、西人生觀の根帶深き相違に、觸るゝ點も存するが如き心地し、興多きを想はずんば非ず、そは兎も角スミスの前記主張に關聯して想起するは、Turgot が職司 jurandes 解職の目的を以て、發せし有名なる布告なり、そはスミスと殆んど同じ文句を採用せり、即ち曰く「神が諸慾望を備へし人を造り、勞働を缺くべからざる一資源となせるは、働く權利をして世界に於ける各個人の、財産となせるものなり、而して此財産はあらゆる種類の財産中、最初のものにして最も神聖なり、又最も剣奪し難きものなり、人民をしてこの一身專屬的なる人類の權利につき、あらゆる侵害を免れしむるは、正義により命せらるべき第一義務の一つ視さるべき所、又慈仁行爲中一番に直打かる、行爲の一つ視さるべき所なり」と、かくてスミスはその著書の意味深長なる一題目に、「他

の一層興味ある一題目を、混せ込みたりとは、マルサスにより正しく説かる、そは即ち「社會の下層階級として、何れの國民にありても最も夥しき階級民をなすべきもの、幸福及安樂に影響すべき、諸原因」如何にあり、而してその研究の結果は、労働自由交易の要求なりき、氏は説けり「諸組合の排他的特權を打破し、徒弟法規を廢止せよ、兩者は自然自由の實際侵害なり、而して又是等に添ゆるに、住居制限法の廢止を以てすべし」と、こは庶民の俗衆難澁に對する、彼の救濟策たりき。^{*}

四の七

スミスの時代に例外的なりし、産業界の一状態は、現時の尋常状態たり、さればスミスにして假にその當時以後、二代丈けにても生き残りたりとせば、經濟界の組織に關するその普通學說、競争により經濟生活に及ぼす、諸結果に關する學說は、甚た異なる鑄型に、鑄込まれたらんことは、氏の實證的學說より推すも、又氏が生活の諸實在に、深く注意せるより推すも確かなり、この見地に立つ際特に興味を覺ゆるは、氏の労働自由交易說と、その後に於ける時勢變遷との關係なり、即ちスミス以後諸經濟學者をして民衆の諸感情と、衝突せしむるに至りしものは、貨物自由交易の學說にあらすして、労働自由交易の學說にあり、前に説けるが如くこの學說は、労働者のため熱誠なる一闘士により、その境遇に伴ふ諸弊全部の、眞解決策として最初に通俗化された

* cf. Toynbee, op. cit., pp. 15, 16.

り、されど右組合法及徒弟法規廢止の要求が、如何なる程度迄當時に於ける勞働者の意見を、事實上代表せるかは確かめ難し、スミスの文言によれば、之を代表せりと推測せしむべきものあるも、それは兎も角その當時の特殊制限廢止に關し、勞働者の希望せる所何れに存せるかを問はず、勞働自由の學説はその時以後、勞働者がその境遇改良を期し、採用せる諸方法に對し、反對の主要武器となれるは確かなり、産業自由の理論より此結果を生める理由は、スミスをして勞働問題の一完全解決策として之を唱ふることを可能ならしめし、潜在假説に之を求むるの要あり、彼にして競争の解析を立入りて試みたりしものとせんか、彼自身の當時に於ける諸事情の下に於てさへも、その學説に於ける致命的缺陷を、意識し得たりしならん、即ち彼が立定せんとして企圖せるものは、平等なる産業單位の自由競争たりしも、事實上右自由のために立定の助援を得たる事項は、不平等なる産業單位の、自由競争に存せしことを、發見し得たりしならん、茲に大害を生みし手落ちは伴へり、スミスは人々の經濟上に於ける、自然的平等を信じたり、かく信じたるを以て必要視せるものも、法律上の權利平等に限られたり、かくて萬事好都合たるべしとせり、自由は彼にとりては救世の福音たり、その自由が破滅の方便ともなることあるべきは、彼の想像し得ざりし所なり、即ち經濟上何等の實際獨立なき所、法律上の自由は、勞働者の不利に歸することあるを想到し得ざりき、獨占を倒すの武器たるべき自由が、獨占を立定するの方便となること

あり得べきは、彼の夢想せざりし所なり。素より賃銀取極めをなすに當り、労働者はその雇主の好敵手たらず、一層貧困又微力にして、又法律により壓迫せらるゝことを、スミスが看取せるは眞なり、されど彼はそのために労働者の團結必要なりとは認めざりき、過去に於ける産業へのあらゆる障碍は、協同にその源を發し、一切の進歩は個人より起るとの觀想は、部分的には初期經濟學者が、何故に協力運動に不頓着なりしかの、理由に供し得べき所なるが、スミスはその觀想に誤られ、明かに各形態の協同を非難したり、而して國家の職分を局限すべしとする彼の信念に驅られ、彼は國家として協同を抑制するの要ありと、想ふ迄には至らざりしも、尠くとも協同のため何等の便宜を、與ふべきに非すとの意見は有したり。されど工場工業立定さるゝや否や、雇主との角逐に於ける、婦人及子供の不平等は、最も粗漏なる觀察者の、注意さへも引くに至れり、而して此事情につきての注意一旦引かるゝや、久しきを經ずして成年男子の不平等も、亦自立つことゝなれり、第一の事實承認は、工場法を生むの結果となり、第二の事實承認は、結社制限法の廢止、及賃銀取極めに於ける職工組合の、眞職分を承認するの結果となれり。^{*}

スミスの全社會哲學を貫ける自然學說にありても、又産業界に關する氏の普通諸觀念にありても、氏が生存せる幼稚の世界による、影響を尋ね得べし、之が著しき一例は、社會の一半が氏の哲學に於て、殆んど全く看過されたることにあり、彼の所說によるに一見無制限自由を、眞の一

* cf. Toynbee, op. cit. pp. 16, 17.

經濟學に於ける無條件の一原理視し、又自然の經濟的資源を充分に開發するために、缺くべからざる要件視せるの觀あり、されど之を精査するに、彼が「各個人は自由又安全に、努力すること

を許さるゝ際、彼自身の狀況を改良せんとする自然の努力」を、國富及國民的繁榮の原因たりと説く場合、その心中に宿せるものは、國民の一半として男性代名詞により、示さるべきものに限らるゝを發見せん、即ち他の場所にて氏が「各男子の自然的努力」と言へるもの丈を意味せり、婦人の諸精力に加へらるゝ、現存諸制限に満足するが如きは、その全學説を自滅的たらしむべき一矛盾を宿すとすべきに拘はらず、彼は全く之に満足したるに似たり、婦人側に於てそれ自體の狀況を、改良せんとする唯一の努力として、氏がその見解内に宿せる所は、「一家の主婦となる」にあり、「諸國民の富」中婦人につき説かれし唯一の一節につき、吾人は彼が産業及富の普遍法則を、啓明するの功を立つるの域を去ること、如何に遠かりしか、又一原始世界の諸觀念を脱するの域を去ること、如何に遠かりしかを發見す、氏は言へり「世には婦人教育のため、公けの施設は全くなし、従ひてその教育の普通筋途上、無用、背理又は狂想的なる何物もなし、彼等はその両親又は後見人が、彼等のため學ぶこと必要又は有用なりと、判斷するものを教へらる、而してその以外には何物をも教へらるゝなし、その教育の各都は明かに、有用なる數目的に向けらる、即ち或はその人品として、生れ付たる色香をよくするためたり、或はその心中に餘裕、淑徳、節

操及儉約を、養はしむるためたり、要するに彼等をして一家の主婦となるの見込あり、又主婦となれる際に、適切に處理するの見込あらしむるにあり、一婦人はその生涯の各部分に於て、右教育の各部より、多少の便宜又は利益を感すべし」と。

五

要するに「明白又單純なる自然自由主義は、スミスの全系統論の基礎たり、彼は之を以て慈仁なる造物者の法則視したりと雖も、彼は之を人間の一半につきてのみ、適用せるを見る、その理由は彼自身その法則及例外を、認むるに至りし事實が、彼の生存せる時代に崩し、尙割合に幼稚なりし社會状態の、諸觀念に崩せるによるものなり、過去を受けて壓制的又不平等なりし、經濟制度に對する叛逆は、當時尙男子側にのみ之あり、男子がそれ自體の解放を期して、離し立てたるその自然法學説は、第十八世紀に於ける消極哲學の一產物たると共に、古代冥想の末流たりしが如く、その學説には偏狹及不正の特性を帯びたり。素より彼の争ふべからざる卓越と、その不朽の著書によりなされたる大功績とは、永久に没却し得べきに非ず、特に彼は思想及生存の有序の系統準備上、値打ある諸元素を貢献したり、彼の特別研究範圍に於ては、幾多の誤謬及偏見を終熄せしめ、眞理への土臺を清めたるのみならず、諸經濟事實及諸觀念の賢明なる解析上、又賢明なる實際的着想上、永久的財寶を吾人に貽したり、その間その當時に於ける哲學の良派とし

て、Hume 及 Diderot の姓名をも、その中に數ふるものに屬しつゝ、實證的見地への強き傾向を示せり、されど之を達成することは、彼にとり可能ならざりき、況して立説の根據を、經驗界におくべきあらゆる學問の眞理は、具體的假説に立脚すべきことは、彼の認めざりし所なり。又かく觀し來らんか、知_レ社會之大理者、約_レ以_レ任_二自然_一、爲_二治國之大本_一、とし、スミス精しく之を講究して、その理を盡せりとするは、當らざるに似たり、かくて吾人が想起するものは、春臺の無爲説なり、即ちその著經濟錄(享保一四即ち一七二九年の序あり)中には曰く「無爲に二つあり、聖人の無爲あり、老子の無爲あり、」「老子の無爲は上も下も一向に作爲することなく、天地自然の勢に任せて、天下の事に少しも手をつけず、其なりゆくまゝにして捨置く道なり」、此道は衰世に宜き道なり」と、この文句に現はれたる所は、スミスの自然自由學説に似たるも、ために兩者その立論の根柢を同じうすとは斷じ得べきに非ず、此點に研究の歩を進むると共に、更に尙春臺が所謂聖人の無爲として、説明せるもの何たるかにつき比較研究を遂げ、併せて又「無爲_レ都離_レ樂_レ、放逸_レ輩_レ不遊_レ(實語教と、いふが如き思想に究め及ばずは、果して經濟學研究の範圍以外に存すとして棄つべきか、本論の趣旨により簡單に、然り又は否と解答せしむ得べくんば、論者望外の幸なり。(完)